

証券コード 9696
平成28年6月8日

株 主 各 位

大阪市中央区備後町三丁目6番2号
KFセンタービル

株式会社ウイガス
代表取締役社長 生 駒 富 男

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの「平成28年 熊本地震」により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は、午前9時を予定しております。）
2. 場 所 大阪市中央区西心斎橋1丁目3番3号
ホテル日航大阪7階「フォンタナ」
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第40期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

次の事項につきましては、法令並びに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.with-us.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.with-us.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済対策及び金融政策により、企業収益や雇用情勢の改善が見られたものの、中国をはじめとする海外経済の減速懸念とともに、企業の設備投資や個人消費に弱さが見え、先行きは依然として不透明な状況となっております。

当業界におきましては、少子化傾向の継続する中、同業他社との競争激化とともに、サービス形態の多様化や資本・業務提携及び新分野への進出等の動きがより一層顕著となっております。

一方で、小学校における英語教育開始学年の早期化や高校入試制度の変更による教育需要の拡大、就学支援金制度の継続や大阪市における塾代助成事業拡充等の公的教育支援等、民間教育にとって教育サービスの提供機会が拡大される状況にあります。

このような経営環境の中、当社グループは創立40周年を迎え、「もっともっと尊敬できる自分づくり」のための『妥協なき完遂』をスローガンに、サービスレベルの向上と魅力的な商品の提供を通じて、顧客満足度の向上に取り組んでまいりました。当社40年間の指導経験に、最新の脳科学の研究成果を活かすことで確立した独自の意欲喚起教育EMS (The Educational Method of Self-motivation) に基づき、プラス思考と前向きに勉強することの大切さを伝える指導により、単に教科学習だけに止まらず、他者に支えられていることに感謝しながら、主体的に自己成長を図る高度な教育サービスを提供してまいりました。

また、サービス形態の多様化対応としてICTを活用した映像配信授業の本格的導入、小学生英語教育コースの拡充、スペシャリスト育成を図る異業種パートナーとの提携等を実施してまいりました。

報告セグメントの業績は次のとおりであります。

(学習塾事業)

学習塾事業につきましては、独自の意欲喚起教育EMS (The Educational Method of Self-motivation) を更に徹底するとともに、授業品質向上のための研修強化等の施策を推進し、競合力の強化と人材の育成に注力してまいりました。また、平成29年度からの大阪府高校入試改革も見据え、従来の指導形態に加え、英語力の強化対策として速読英語やオンライン小学生英語コースの拡充、ICTを活用した映像授業の配信エリア拡大、中高一貫校受験対策コースの設置、完全個別指導システムによる医系専門予備校MedSUR(メッドスクール)の設置等、時代の変化に対応した業態開発を行ってまいりました。

なお、当連結会計年度の校舎数は新規出校3校、移転2校、統廃合6校を実施し、170校となりました。生徒数は、前期末に11校の統廃合を実施した影響もあり、期中平均生徒数は19,276名(前年同期比4.1%減)となりました。

これらの結果、売上高は80億48百万円(同2.0%減)、営業利益(セグメント利益)は12億89百万円(同3.0%減)となりました。

(高校・キャリア支援事業)

高校・キャリア支援事業につきましては、今年度より通信制高校としての特色を活かし、ICT教育の本格的推進と時代の要請にフィットした魅力あるコースの拡充を図ってまいりました。ICT教育では全生徒を対象にタブレット端末を貸与し、映像・音声による授業配信とともに、タブレット上でのレポート作成・提出・進捗管理を一体的に行っております。また、多様なスペシャリスト育成を図る異業種パートナーとの提携により、渡辺プロダクショングループの「ワタナベエンターテインメント」が運営する「渡辺高等学院」と提携した芸能コースをはじめ、スポーツ、美容、クリエイター、ペットなど多様なコースを展開してまいりました。

なお、当連結会計年度の校舎数は移転2校、統廃合1校、業態転換1校を実施し、37校となりました。生徒数は、従来設置していましたが卒認定通学コースを廃止しているため、期中平均生徒数6,332名(前年同期比6.2%減)となりました。しかしながら、ICT活用等、付加価値の向上に伴う授業料単価向上により、売上高は41億82百万円(同2.0%増)、営業利益(セグメント利益)は7億4百万円(同8.7%増)となりました。

(その他)

その他につきましては、主に、幼児教育、広告事業、ICT教育・能力開発事業及び企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業に係る業績を計上しており、売上高は14億48百万円（前年同期比3.8%減）、営業利益(セグメント利益)は1億4百万円（同24.4%減）となりました。

以上の結果として、当連結会計年度の売上高は136億79百万円(前年同期比1.0%減)となりましたが、経費削減に注力し、売上原価が97億21百万円、販売費及び一般管理費が28億17百万円、経費合計125億38百万円（同2.4%減）と大幅に低下し、営業利益は11億40百万円（同16.7%増）、経常利益は11億67百万円（同13.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億40百万円（同49.0%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額（有形固定資産の他ソフトウェア等の無形固定資産を含む）は2億82百万円であります。

学習塾事業では、新規開校投資として23百万円、校舎の移転投資として14百万円、校舎のリニューアル等（増床含む）により35百万円、また顧客管理システム改修費用として2百万円を支出しております。

高校・キャリア支援事業では、キャンパスの移転投資として18百万円、校舎のリニューアルにより35百万円、ICT関連の設備投資費用として23百万円を支出しております。

その他では、幼児教育部門における校舎リニューアル投資として1百万円、連結子会社における新規ソフトウェアの開発投資として94百万円及び本社移転により9百万円を支出しております。

また、報告セグメントに分類されない本社管理部門で、クラウド化システム構築に係る投資等により22百万円を支出しております。

報告セグメント別での設備投資の総額は、学習塾事業で76百万円、高校・キャリア支援事業で77百万円、その他で1億6百万円、報告セグメントに分類されない全社部門で22百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

前項設備投資に係る所要資金は、自己資金により充当しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分 の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題としましては、①顧客満足度の向上、②サービス品質の強化、③商品の再構築と業態開発、④事業領域の拡大、⑤人材育成とマネジメントの強化、⑥グループシナジーの再構築があります。競争力強化のため顧客満足度の向上に全力を尽くすとともに、指導品質強化のための意欲喚起教育EMS（The Educational Method of Self-motivation）の徹底、入試制度への変化対応とICT教育の推進、対象学齢層の拡大とM&A・事業提携を含めた事業領域の拡大、研修強化と組織開発、グループ内戦略情報・人材のリレーションシップ構築等により事業基盤拡大を図ります。また、マーケットの変遷及び競合への対応としてスクラップ&ビルドを強化するとともに、継続的なローコスト・オペレーションを実施してまいります。

中長期的な経営戦略といたしましてはコーポレートビジョンに基づき、人の成長に中長期にわたり寄与するため、既存事業の競争力強化とともに、M&A、資本・業務提携、新会社設立等も含め、積極的な市場開発と新業態・新サービスの提供をしてまいります。

当社グループとしましては、ICT教育・能力開発、グローバル人材教育、社会人教育等の分野において、小・中・高生を対象とした教育ビジネスから資格取得および法人を対象とした企業内研修等の人材育成ビジネスまで拡充しており、これらの業態開発を通じて、多層の人々に多様な教育サービスを提供し続けることにより、企業価値向上に取り組みます。

株主の皆様の変わらぬご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別			
	第37期 平成24年度	第38期 平成25年度	第39期 平成26年度	第40期 (当連結会計年度) 平成27年度
売 上 高 (千円)	15,635,239	14,264,992	13,819,927	13,679,118
経 常 利 益 (千円)	241,448	85,995	1,029,936	1,167,559
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円) (△は当期純損失)	△76,845	△40,773	362,826	540,604
1株当たり当期純利益 (△は当期純損失)	△7.64	△4.05	36.06	53.73
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	-	-	-	53.59
総 資 産 額 (千円)	13,495,864	12,505,954	12,489,948	11,800,874
純 資 産 額 (千円)	4,329,996	4,039,933	4,509,689	4,966,283
1株当たり純資産額 (円)	407.86	381.56	426.70	457.24

(注1) 千円未満は切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益並びに1株当たり純資産額は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。また、株式数は自己株式を控除して算出しております。

(注3) 第37期及び第38期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第39期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(ご参考) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第37期 平成24年度	第38期 平成25年度	第39期 平成26年度	第40期 (当事業年度) 平成27年度
売 上 高 (千円)	13,133,470	11,961,660	11,474,496	11,416,410
経 常 利 益 (△は経常損失) (千円)	157,355	△77,888	937,337	913,124
当 期 純 利 益 (千円)	89,552	19,009	317,041	436,985
1株当たり当期純利益 (円)	8.90	1.89	31.51	43.43
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	-	-	-	43.32
総 資 産 額 (千円)	12,193,577	11,573,463	11,470,375	10,548,241
純 資 産 額 (千円)	3,947,778	3,770,367	4,012,824	4,248,765
1株当たり純資産額 (円)	392.34	374.70	398.80	421.37

(注1) 千円未満は切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益並びに1株当たり純資産額は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。また、株式数は自己株式を控除して算出しております。

(注3) 前事業年度以前の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 プ リ ー ズ	93百万円	100.0%	広 告 事 業
株 式 会 社 佑 学 社	53百万円	100.0%	学 習 塾 事 業
株 式 会 社 学 習 受 験 社	25百万円	100.0%	同 上
株式会社レビックグローバル	60百万円	94.57%	企業内研修ポータル サイト・コンテンツ 開発販売事業
株 式 会 社 S R J	65百万円	41.45% (11.45%)	I C T 教 育 ・ 能 力 開 発 事 業

(注1) 議決権比率の()は、緊密な者又は同意している者の所有割合を外書しております。

(注2) 平成28年3月30日に株式会社SRJの株式60株(議決権比率10.9%)を株式会社ティール
ガイアに売却しております。

(11) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは総合教育サービス企業として、次の教育サービスを主たる事業として営んでおります。

- ① 幼児から高校生までを対象とする教科学習指導・進学受験指導並びに能力開発指導を行う「学習塾事業」
- ② 広域通信・単位制高等学校の運営及び高等学校卒業程度認定試験（高認）合格のための受験指導並びに保育士・介護福祉士等の資格取得に向けた学習支援を行う「高校・キャリア支援事業」

(12) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

① 主要な事業所

本社	大阪市中央区
東京本部	東京都港区
事業拠点	合計189カ所

事業区分	所在地	事業拠点名	拠点数
学 習 塾 事 業	大 阪 府	松原天美校、堺初芝校、瓢箪山校、金剛校、百舌鳥校、他	123
	京 都 府	宇治小倉校、京田辺校	2
	奈 良 県	学園前校、王寺校、ファロス天理駅前教室、他	5
	兵 庫 県	武庫之荘校、ファロス逆瀬川駅前教室、他	8
	和 歌 山 県	南海和歌山市駅校、紀ノ川校、ファロス南海和歌山市駅教室	3
	岐 阜 県	岐阜駅前校、早田校、那加校	3
	広 島 県	広島本部校	1
小 計	7 府 県		145
高校・キャリア支援事業	東 京 都	町田校、立川校、東京四ツ谷校	3
	千 葉 県	千葉校、柏校	2
	神 奈 川 県	横浜校	1
	埼 玉 県	埼玉校	1
	山 梨 県	甲府校	1
	栃 木 県	宇都宮校	1
	群 馬 県	高崎校	1
	茨 城 県	水戸校、第一学院高等学校高萩校	2
	北 海 道	札幌校	1
	宮 城 県	仙台校	1
	秋 田 県	秋田校	1
	岩 手 県	盛岡校	1

事業区分	所在地	事業拠点名	拠点数
高校・キャリア支援事業	新潟県	新潟校	1
	福島県	郡山校	1
	静岡県	静岡校、浜松校	2
	長野県	長野校	1
	富山県	富山校	1
	石川県	金沢校	1
	愛知県	名古屋校、豊橋校	2
	三重県	四日市校	1
	京都府	京都校	1
	大阪府	大阪校	1
	奈良県	奈良校	1
	兵庫県	神戸校、第一学院高等学校養父校	2
	岡山県	岡山校	1
	広島県	広島校	1
	愛媛県	松山校	1
福岡県	博多校、小倉校	2	
熊本県	熊本校	1	
小計	29都道府県		37
その他	大阪府	高槻校、千里中央校、和泉のぞみ野校、岸和田校	4
	兵庫県	西宮校、宝塚校、御影校	3
小計	2府県		7
合計	31都道府県		189

② 主要な子会社の事業所（本店所在地）

株式会社ブリーズ	大阪市中央区
株式会社佑学社	大阪市生野区
株式会社学習受験社	福岡市中央区
株式会社レビックグローバル	東京都港区
株式会社S R J	東京都港区

(13) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	504名	12名減	41.7才	12.7年
女 性	139名	17名減	35.4才	7.5年
計または平均	643名	29名減	40.3才	11.5年

(注1) 当社の従業員数は479名（男性388名、女性91名）であります。

(注2) 上記のほか、非常勤講師1,646名及びパートタイマー247名（平成28年3月31日現在）がおりますが、すべて当社の臨時従業員であります。

(14) 主要な借入先及び借入額（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	235,792千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	233,790千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100,000千円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	95,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	62,533千円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	30,000千円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	30,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	22,107千円

(15) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である株式会社SRJは、平成28年2月18日に、株式会社V-Growthを設立いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 44,760,000株
- ② 発行済株式の総数 10,062,272株（自己株式377,728株を除く。）
- ③ 株主数 3,643名
- ④ 1単元の株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ヒントアンドヒット	1,238千株	12.30%
株式会社増進会出版社	626	6.22
ウィザース社員持株会	523	5.20
堀 川 直 人	466	4.63
堀 川 明 人	466	4.63
堀 川 一 晃	271	2.69
株式会社明光ネットワークジャパン	267	2.66
株式会社みずほ銀行	267	2.65
株式会社市進ホールディングス	220	2.18
日本生命保険相互会社	217	2.15

（注1）当社は、自己株式を377,728株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

（注2）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（注3）平成28年3月31日現在の株主名簿によるものであります。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成27年6月25日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

330個

- ・新株予約権の目的となる株式の数

33,000株（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに払い込みは要しない。

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株あたり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月25日から平成47年7月24日までとする。

- ・新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、取締役、監査役、顧問、理事、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につ

き、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間以内に限り新株予約権を行使できるものとする。但し、別途定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	330個	33,000株	4人
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成27年6月25日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
42個
- ・新株予約権の目的となる株式の数
4,200株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株あたり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる

場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月25日から平成47年7月24日までとする。

・新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、取締役、監査役、顧問、理事、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間以内に限り新株予約権を行使できるものとする。但し、別途定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人(執行役員)	42個	4,200株	2人
子会社の役員及び使用人	—	—	—

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	い 生 こま とみ お 駒 富 男	
常務取締役	い 井 じり よし あき 尻 芳 晃	統括支援本部長 ㈱学習受社社 取締役 ㈱レビックグローバル 非業務執行取締役
取締役	おお 太 た よし くに 田 善 邦	第一教育本部長 ㈱SRJ 取締役
取締役	たけ 竹 した じゆん じ 下 淳 司	第二教育本部長
取締役	てつ 鉄 ばやし おさむ 林 修	
常勤監査役	こ 小 ばやし ひろ あき 小 林 博 明	
監査役	すみ 住 た ひろ こ 田 裕 子	弁護士 エビス法律事務所 代表 ㈱アイディーエス 社外取締役 ㈱東京スター銀行 社外取締役 特定非営利活動法人長寿安心会 代表理事 内閣官房情報保全諮問会議構成員
監査役	わか 若 まつ ひろ ゆき 松 弘 之	公認会計士・税理士 公認会計士若松弘之事務所 代表 千葉県行政改革審議会 委員 千葉県コンプライアンス委員会 委員 早稲田大学大学院ファイナンス研究科講師 ㈱ミクシイ 社外監査役 パイオニア㈱ 社外監査役

- (注1) 取締役鉄林修氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注2) 監査役住田裕子氏及び監査役若松弘之氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
- (注3) 監査役住田裕子氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士活動を通じ、企業を統治する十分な見識を有するものであります。
- (注4) 監査役住田裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注5) 監査役若松弘之氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
堀川一晃	平成27年6月25日	任期満了	代表取締役会長 ㈱ブリーズ 代表取締役
山根淳市	平成27年6月25日	任期満了	取締役第一教育本部長 ㈱ブリーズ 取締役 ㈱佑学社 取締役

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人数	支給額	摘要
取締役	7名	85,469千円	うち社外1名 3,150千円
監査役	3名	17,217千円	うち社外2名 6,900千円
計	10名	102,686千円	

- (注1) 上記には、平成27年6月25日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
- (注2) 報酬限度額は、平成10年6月26日開催の第22回定時株主総会において取締役は年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、監査役は50,000千円以内と決議いただいております。
- (注3) 上記の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割当てた新株予約権に係る等事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
・取締役4名 7,845千円（社外取締役除く）
- (注4) 上記のほか、平成26年6月26日開催の第38回定時株主総会における役員退職慰労金打切支給決議に基づき、当事業年度に退任した取締役2名に対し、退職慰労金315,825千円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役住田裕子氏は、エビス法律事務所の代表弁護士であります。なお、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。また、監査役住田裕子氏は、株式会社アイディーエス、株式会社東京スター銀行では社外取締役を、特定非営利活動法人長寿安心会では代表理事を、内閣官房情報保全諮問会議構成員を兼職しておりますが、当社と各法人等との間には特別の利害関係はありません。

監査役若松弘之氏は、公認会計士若松弘之事務所の代表であります。なお、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。また、監査役若松弘之氏は、千葉県行政改革審議会委員、千葉県コンプライア

ンス委員会委員、早稲田大学大学院ファイナンス研究科講師、株式会社ミクシィ社外監査役、パイオニア株式会社社外監査役を兼職しておりますが、当社と各法人等との間には特別の利害関係はありません。

- ② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者また業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

- ③ 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会 (22回)	監査役会 (14回)
取 締 役	鉄 林 修	15回	—
監 査 役	住 田 裕 子	22回	14回
監 査 役	若 松 弘 之	19回	13回

(注) 取締役鉄林修氏は、平成27年6月25日開催の第39回定時株主総会において取締役に就任しております。同氏の就任後の取締役会の開催回数は15回であります。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役鉄林修氏は、長年にわたるマーケティングや海外での事業経営、事業戦略の豊富な経験と、人事や総務といった管理部門での経験を通じて、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

また、監査役住田裕子氏及び監査役若松弘之氏は、弁護士、公認会計士・税理士としてそれぞれ専門的な見地から諸課題に対して発言するほか、常勤監査役（取締役会及びその他重要会議に出席）とは、平時において監査役としての指摘、確認事案が発生すれば、その都度検討を行い、監査役会としての意見を形成しております。

- ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外役員の全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

28,870千円

(3) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28,870千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため上記金額は合計額で記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

イ. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）の取締役会決議の内容及び当該体制の運用状況は次のとおりであります。（最終改定 平成27年4月30日）

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員を含めた法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という）の体制に係る規程を制定するとともに、会議や研修において全取締役及び従業員に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点として徹底する。
- ② 取締役会については「取締役会規則」を定め、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令又は定款に違反する行為を未然に防止する。
- ③ 監査役及び内部統制監査室は、各部門の責任者と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令又は定款上に違反及び違反の疑義がある行為の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 代表取締役はコンプライアンス統括責任者を任命し、コンプライアンス統括責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を常設の機関として設置し、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。また、コンプライアンス上の問題等が生じた場合、審議した結果を取締役に適宜報告する。
- ⑤ 当社の事業活動又は取締役及び従業員に法令もしくは定款上の違反の疑義がある行為等を発見した場合、それを告発しても当該者に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「社内通報保護規程」を制定する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ① 「文書管理規程」を定め、保存・管理すべき情報の保存期間及び管理方法、情報の漏洩、滅失、紛失時等の対応方法を規定し、これに基づき当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、安全かつ検索性の高い状態で整

理・保存する。

- ② 前号の文書又は電磁的媒体は、本社において、取締役又は監査役からの閲覧要請に対して速やかに応じることができる状態で保管する。監査役は保存及び管理の状況について規程に準じて実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し、適切なリスク対応を行うために「経営リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
- ② リスク管理の実効性を確保するため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係るリスクの評価及びリスクの予防措置の検討を行うとともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、適宜カテゴリー別ワーキンググループを設置し、各カテゴリーに係るリスクの具体的対応策及び予防措置の検討を行い、カテゴリーごとのリスク管理体制を確立する。
- ③ 不測の事態が発生した場合の手続を含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
- ④ 監査役及び内部統制監査室は、各カテゴリーのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、事業部門を管掌する執行役員と取締役との連携を図り、取締役会の意思を効率的に各部門の業務遂行に反映させる。
- ② 各本部担当取締役は、経営計画に基づいた各本部が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するとともに、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させ、効率的な業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を図る。

(5) その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社子会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつも、一定の事項については当社への報告を求めることにより、各子会社の経営管理を行う。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行うものとし、各子会社において当社に準拠したコンプライアンス規程を整備する。
- ③ 当社及び当社子会社間において、コンプライアンス体制、情報管理体制、リスク管理体制など各体制の統一化を図り、情報の共有化を行う。
- ④ 年2回、代表取締役から当社グループ全体の経営理念や運営方針を当社及び当社子会社の全取締役及び従業員に伝達することにより、企業活動の原点である法令遵守と社会倫理の遵守を徹底し、経営の効率化を確保する。
- ⑤ 監査役と内部統制監査室は、定期または随時にグループ管理体制や親子間取引等について監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- ⑥ 当社子会社においても、「社内通報保護規程」を適用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という）を指名することができる。

(7) 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役補助者は、その指名されている期間中、専ら監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役補助者は、その指名されている期間中、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款に違反する行為を認知した場合のほか、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を監査役に報告するものとする。
- ② 監査役は重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覽し、確認すべき事項があれば取締役及び従業員に説明を求めるものとする。
- ③ 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつこととする。
- ④ 監査役は独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部統制監査室や会計監査人及び各部門の責任者並びに各子会社の監査役と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。
- ⑤ 当社グループ全体に「社内通報保護規程」を適用するとともに、監査役による社内相談窓口を設け、全取締役及び従業員に周知徹底する。
- ⑥ 監査役の職務執行に関して生じる費用については、監査役からの請求により所定の手続きを経て会社が負担する。
- ⑦ 監査役は、職務執行に必要な場合には、弁護士又は公認会計士等外部専門家と連携する。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記(1)から(8)の業務の適正を確保するための体制について、当社は、その整備及び運用状況について、監査役及び内部統制監査室がモニタリングにて継続的に確認するなど調査を実施しております。また、確認・調査の結果問題点や課題が判明した場合は、コンプライアンス委員会を通じて取締役会にその内容を報告しております。

なお、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」についても内部統制監査室が各部門と連携して実施しております。

ロ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成20年12月17日開催の取締役会におきまして、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備」を決議いたしました。社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。

当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。

また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社企業価値の源泉である当社の教育理念及び経営理念、多くのステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保、向上させ得る者が望ましいと考えております。

もとより、当社取締役会は、当社が上場企業である以上、当社株式等の売買は、当社株主の皆様の判断においてなされるのが原則であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合においても、その諾否は、最終的には株主の皆様の自由なご意思により判断されるべきものであると考えており、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、或いは当社取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式等に対してこのような大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

当社は、「顧客への貢献」、「社員への貢献」、「社会への貢献」という経営理念と「1／1の教育」という教育理念の下、「“社会で活躍できる人づくり”を実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンの具現化を継続して追究しております。具体的には、「学習塾事業」、「高校・キャリア支援事業」の強化を図るとともに、WEB、ICT等を活用した新たな教育サービス・教育コンテンツを提供する事業を開始し、それぞれの収益事業を展開することで、より一層の経営基盤の強化を図り、株主・顧客・社員にその成果を高いレベルで還元できる企業づくりを目指しております。また、事業分野ごとに、教育理念、経営理念に基づき、社会で活躍できる人づくりを目的として、達成目標と具体的施策を定めております。当社はこれらの施策を実現させることによって、社会的貢献を果たすとともに、当社の企業価値の向上に努めております。

一方、コーポレートガバナンス充実策の一環として、弁護士、公認会計士という立場での、企業の経営管理のあり方に高い識見を有する社外監査役2名を選任しております。また取締役会の機能を経営の基本方針、経営に関する重要事項の意思決定機関、取締役の職務執行の監督機関と明確に位置づけております。さらに取締役の職務執行を補完し、より事業運営を円滑に進めるために執行役員制度を設け、執行役員が取締役と連携し、企業価値向上を目指し、業績確保・業務改革・顧客満足度向上実現やIR拡充などの主要経営管理機能の充実にスポットを当て、業務執行に反映させております。

加えて、平成18年5月に内部統制システム構築の基本方針を定め（平成27年4月に一部改定）、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス基本規程・経営リスク管理規程・社内通報保護規程の制定を行った上で、当社グループのコンプライアンスの推進に取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年11月16日開催の当社取締役会において(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「旧対応策」といいます。）の導入を決議いたしました。そ

の後、当社は経済産業省企業価値研究会をはじめとする買収防衛策に関する議論等の動向等を踏まえ、基本方針を一部変更するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧対応策を一部修正した「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本対応策」といいます。）を3年間更新することについて平成23年6月24日、平成26年6月26日開催の定時株主総会でそれぞれ株主の皆様への承認を得ました。

本対応策は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、または株主意思確認総会終了後に、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することができない、というルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を対抗措置をもって抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株式等について大規模買付行為が行われる場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言及び以下の内容等を記載した意向表明書を、日本語にて提出を求めます。次に、当社取締役会が意向表明書受領後、10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報（以下「大規模買付情報」といいます。）の60日以内の提供を大規模買付者に求めます。もっとも、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、30日間を限度として、大規模買付情報の提供期間を延長することができるものとします。

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと認めた場合または大規模買付情報提供期間が満了した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「大規模買付情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。大規模買付情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大規模買付行為に関連する事項について諮問し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を真摯に評価・検討し、独立委員会からの勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、対抗措置を発動するか否か、対抗措置を発動することにつき株主意思確認総会を開催するか否か等の本対応策に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問するものとします。

独立委員会は当社取締役会より諮問された事項その他につき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告等を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動、株主意思確認総会の開催を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告、または株主意思確認総会の決議内容に従い、対抗措置の発動・不発動等の決議を行います。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、当社取締役会の決定による対抗措置を講じるか否か、または、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合（取締役会決議による対抗措置を講じないとの判断に至った場合でも、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合を含みます。）、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、上限を30日間として、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします。

当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者は行使が認められないという行使条件や、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、対価として当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。

また、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。当社取締役会は、このような決議を行った場合は、速やかに開示いたします。

本対応策は平成26年6月26日開催の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同をいただきましたので、本対応策の有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されております。以降、本対応策の継続については当社の定時株主総会の承認を経ることとします。また、当社取締役会は、法令・証券取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向を踏まえ、独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本対応策を変更することがあります。

(4) 各取組みに対する当社取締役の判断及びその判断に係る理由

(2) に記載した中長期的な経営計画に基づく取組みは、当社グループの企業価値を向上させるものであり、またコーポレートガバナンスの充実・コンプライアンスの徹底に向けての取組みは、単年度ごとの事業計画を推進し企業価値向上を図る上での基盤となるものと考えています。従って、かかる取組みは上記基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、(3) に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応策の継続及び廃止は株主の皆様のご意思に沿うものとなっていること、本対応策は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができること、対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、独立委員会の勧告等を得て、当社取締役会はこれを最大限尊重することとし、加えて、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するなど、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれており、この点からも本対応策が基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことが明らかであります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題のひとつと考えております。

当社は、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための投資や強固な財務体質構築に資する内部留保金を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を積極的に行い、安定配当することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき8円とさせていただきます。すでに、平成27年12月7日に実施済みの中間配当金1株当たり8円(創立40周年記念配当2.5円を含む)とあわせまして、年間配当金は1株当たり16円となります。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,668,079	流動負債	4,698,980
現金及び預金	4,626,722	買掛金	254,058
売掛金	178,239	短期借入金	503,790
授業料等未収入金	415,343	一年内償還予定社債	110,000
商品及び製品	29,204	一年内返済予定長期借入金	167,116
教 材	40,791	リース債務	19,680
原材料及び貯蔵品	9,160	未払金	416,677
繰延税金資産	98,081	未払法人税等	49,431
その他	277,577	未払消費税等	83,228
貸倒引当金	△7,040	前受金	2,692,262
固定資産	6,132,795	賞与引当金	163,804
有形固定資産	2,880,549	資産除去債務	10,099
建物及び構築物	2,348,103	その他	228,830
土地	437,237	固定負債	2,135,610
リース資産	8,895	社 債	120,000
建設仮勘定	1,669	長期借入金	190,112
その他	84,643	リース債務	89,895
無形固定資産	331,062	退職給付に係る負債	879,398
ソフトウェア	270,777	役員退職慰労引当金	18,533
のれん	3,168	資産除去債務	677,365
その他	57,116	その他	160,305
投資その他の資産	2,921,183	負債合計	6,834,591
投資有価証券	779,662	(純資産の部)	
長期貸付金	92,098	株 主 資 本	4,790,084
差入保証金及び敷金	1,168,697	資 本 金	1,299,375
繰延税金資産	314,956	資本剰余金	1,527,761
保険積立金	506,974	利益剰余金	2,106,672
その他	85,014	自己株式	△143,724
貸倒引当金	△26,220	その他の包括利益累計額	△189,246
資産合計	11,800,874	その他有価証券評価差額金	151,531
		土地再評価差額金	△454,429
		退職給付に係る調整累計額	113,651
		新株予約権	8,844
		非支配株主持分	356,600
		純資産合計	4,966,283
		負債及び純資産合計	11,800,874

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 売上高		13,679,118
II. 売上原価		9,721,168
売上総利益		3,957,950
III. 販売費及び一般管理費		2,817,317
営業利益		1,140,632
IV. 営業外収益		
受取利息	8,802	
受取配当金	15,027	
イペント協力金収入	5,203	
その他の	19,440	48,474
V. 営業外費用		
支払利息	16,900	
持分法による投資損失	430	
その他の	4,215	21,547
経常利益		1,167,559
VI. 特別利益		
固定資産売却益	16,188	
投資有価証券売却益	44,056	
保険解約返戻金	66,602	
受取補償金	46,190	
その他の	10,695	183,732
VII. 特別損失		
固定資産除却損	5,305	
減損損失	397,631	
その他の	18,110	421,047
税金等調整前当期純利益		930,244
法人税、住民税及び事業税	187,508	
法人税等調整額	122,586	310,094
当期純利益		620,150
非支配株主に帰属する当期純利益		79,545
親会社株主に帰属する当期純利益		540,604

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日残高	1,299,375	1,517,213	1,922,689	△143,724	4,595,553
連結会計年度中の変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		△1,160			△1,160
連結子会社株式の売却による持分の増減		11,707			11,707
剰余金の配当			△160,996		△160,996
親会社株主に帰属する当期純利益			540,604		540,604
土地再評価差額金の取崩			△195,625		△195,625
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	10,547	183,983	-	194,531
平成28年3月31日残高	1,299,375	1,527,761	2,106,672	△143,724	4,790,084

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成27年4月1日残高	200,423	△650,054	147,667	△301,963	-	216,099	4,509,689
連結会計年度中の変動額							
連結子会社株式の取得による持分の増減							△1,160
連結子会社株式の売却による持分の増減							11,707
剰余金の配当							△160,996
親会社株主に帰属する当期純利益							540,604
土地再評価差額金の取崩							△195,625
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△48,892	195,625	△34,015	112,716	8,844	140,500	262,062
連結会計年度中の変動額合計	△48,892	195,625	△34,015	112,716	8,844	140,500	456,593
平成28年3月31日残高	151,531	△454,429	113,651	△189,246	8,844	356,600	4,966,283

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

株式会社 ウィザス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 生 越 栄美子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目 細 実 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウィザスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィザス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第40期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

株式会社ウィザス 監査役会

常勤監査役 小林 博 明 ㊟

監査役 住田 裕 子 ㊟

監査役 若松 弘 之 ㊟

(注) 監査役住田裕子及び監査役若松弘之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,345,464	流動負債	4,237,874
現金及び預金	3,562,134	買掛金	41,541
授業料等未収入金	396,786	短期借入金	500,000
商品及び製品	5,056	一年内償還予定社債	110,000
教材	31,638	一年内返済予定長期借入金	110,050
原材料及び貯蔵品	4,677	未払金	462,188
前払費用	163,166	未払費用	67,839
繰延税金資産	63,839	未払法人税等	37,343
その他	124,272	未払消費税等	48,989
貸倒引当金	△6,107	前受金	2,582,264
固定資産	6,202,777	預り金	114,564
有形固定資産	2,750,210	賞与引当金	139,991
建物	2,242,198	リース債務	6,738
構築物	30,067	資産除去債務	10,099
車両運搬具	100	その他	6,263
器具及び備品	64,731	固定負債	2,061,601
土地	411,443	社債	120,000
建設仮勘定	1,669	長期借入金	145,000
無形固定資産	166,758	リース債務	70,898
ソフトウェア	132,790	長期未払金	115,806
その他	33,968	長期預り保証金	41,204
投資その他の資産	3,285,808	退職給付引当金	933,536
投資有価証券	707,417	関係会社事業損失引当金	35,885
関係会社株式	542,661	資産除去債務	599,270
長期貸付金	166,590	負債合計	6,299,476
長期前払費用	22,725	(純資産の部)	
差入保証金及び敷金	1,105,063	株主資本	4,542,819
保険積立金	482,742	資本金	1,299,375
繰延税金資産	327,597	資本剰余金	1,517,213
その他	10,107	資本準備金	1,517,213
貸倒引当金	△79,097	利益剰余金	1,869,955
資産合計	10,548,241	利益準備金	158,450
		その他利益剰余金	1,711,505
		繰越利益剰余金	1,711,505
		自己株式	△143,724
		評価・換算差額等	△302,898
		その他有価証券評価差額金	151,531
		土地再評価差額金	△454,429
		新株予約権	8,844
		純資産合計	4,248,765
		負債及び純資産合計	10,548,241

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 売 上 高		11,416,410
II. 売 上 原 価		8,527,527
売 上 総 利 益		2,888,882
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,064,299
営 業 利 益		824,583
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,422	
有 価 証 券 利 息	6,217	
受 取 配 当 金	18,067	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	51,637	
そ の 他	23,293	104,638
V. 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,993	
社 債 利 息	2,002	
支 払 手 数 料	1,783	
そ の 他	1,318	16,097
VI. 特 別 利 益		913,124
固 定 資 産 売 却 益	16,164	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	61,737	
受 取 補 償 金	46,190	
保 険 解 約 返 戻 金	66,602	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	44,056	
そ の 他	10,695	245,446
VII. 特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,075	
減 損	395,765	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6,761	406,602
税 引 前 当 期 純 利 益		751,967
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	173,905	
法 人 税 等 調 整 額	141,077	314,982
当 期 純 利 益		436,985

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			自 己 株 式	
		資 準 備 金	本 金	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剩 余 金		
平成27年4月1日残高	1,299,375	1,517,213	158,450	1,631,141	1,789,591	△143,724	4,462,455	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△160,996	△160,996		△160,996	
当期純利益				436,985	436,985		436,985	
土地再評価差額金の取崩				△195,625	△195,625		△195,625	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）								
事業年度中の 変動額合計	—	—	—	80,364	80,364	—	80,364	
平成28年3月31日残高	1,299,375	1,517,213	158,450	1,711,505	1,869,955	△143,724	4,542,819	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成27年4月1日残高	200,423	△650,054	△449,631	—	4,012,824
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△160,996
当期純利益					436,985
土地再評価差額金の取崩					△195,625
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	△48,892	195,625	146,732	8,844	155,577
事業年度中の 変動額合計	△48,892	195,625	146,732	8,844	235,941
平成28年3月31日残高	151,531	△454,429	△302,898	8,844	4,248,765

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

株式会社 ウィザス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 生 越 栄美子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 目 細 実 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウィザスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告をうけるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを

確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

株式会社ウィザス 監査役会

常 勤 監 査 役 小 林 博 明 ㊟

監 査 役 住 田 裕 子 ㊟

監 査 役 若 松 弘 之 ㊟

(注) 監査役住田裕子及び監査役若松弘之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	いこま とみ お 生 駒 富 男 (昭和34年9月22日生)	昭和59年2月 当社入社 平成3年3月 当社教務指導室部長 平成5年3月 当社教務本部副本部長 平成5年6月 当社取締役教務本部副本部長 平成10年4月 当社取締役第一教育事業本部部長 平成11年4月 当社取締役第一教育本部副本部長 平成13年4月 当社取締役第二教育本部教育運営部長 平成13年6月 当社取締役第二教育本部長 平成17年7月 当社常務取締役第二教育本部長 平成21年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	9,300株
2	い じり よし あき 井 尻 芳 晃 (昭和31年8月3日生)	昭和58年1月 当社入社 平成3年7月 当社総務部長 平成7年2月 当社総務本部副本部長 平成8年3月 当社総務本部長 平成8年6月 当社取締役総務本部長 平成9年7月 当社常務取締役総務本部長 平成10年4月 当社常務取締役管理統括本部長 平成18年4月 当社常務取締役統括支援本部長 平成22年4月 当社常務取締役経営統括本部長 平成23年4月 当社常務取締役運営支援本部長 平成26年4月 当社常務取締役統括支援本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社学習受験社取締役 株式会社レビックグローバル非業務執行取締役	49,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
3	おお た よし くに 太 田 善 邦 (昭和38年7月25日生)	平成4年12月 当社入社 平成21年3月 当社第一教育本部 第3エリア長 兼人材育成部長 平成23年3月 当社第一教育本部副本部長兼第3 エリア長兼戦略統括グループ部長 平成24年3月 当社第一教育本部副本部長兼第3 エリア長兼企画戦略部長 平成26年6月 当社執行役員第一教育本部副本 部長 平成27年6月 当社取締役第一教育本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社S R J 取締役	18,000株
4	たけ した じゅん じ 竹 下 淳 司 (昭和40年1月29日生)	平成9年6月 当社入社 平成19年4月 当社第二教育本部事業推進室長 平成19年10月 当社第二教育本部高校運営室長 平成24年4月 当社第二教育本部第一学院高等学 校高萩校常務理事 平成25年4月 当社第二教育本部高校統括部長兼 高校事業部長 平成25年10月 当社第二教育本部副本部長兼高校 統括部長兼高校事業部長 平成26年4月 当社第二教育本部長 平成26年6月 当社取締役第二教育本部長 現在に至る	1,000株
5	てつ ばやし おさむ 鉄 林 修 (昭和28年11月14日生)	昭和51年4月 日清食品株式会社入社 平成17年6月 同社取締役マーケティング部長 平成19年6月 同社取締役人事部長 平成20年10月 日清ホールディングス株式会社 取締役C A O (総務責任者) 平成22年6月 同社上席執行役員 欧州総代表 (ドイツ日清、ハンガリー日清社長) 平成24年6月 同社常勤監査役 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る	— 株

- (注1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 鉄林修氏は、社外取締役候補者であります。
- (注3) 鉄林修氏を社外取締役候補者とした理由は、マーケティングや海外での事業経営、事業戦略に関する豊富な経験に加え、人事や総務といった管理部門での経験を通じて幅広い知見を有しており、当社のグローバル化をはじめ、経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (注4) 鉄林修氏は、平成27年6月から当社社外取締役を務めており、その在任期間は本総会終結の時をもって1年になります。
- (注5) 当社は現行定款第28条第2項の規定に基づき、鉄林修氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める限度まで限定する契約を締結しており、同氏の再任により当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役小林博明氏及び社外監査役若松弘之氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	こばやし ひろ あき 小林博明 (昭和30年9月14日生)	昭和57年9月 当社入社 平成元年4月 当社統括第三部長 平成3年3月 当社教務本部副本部長 平成5年5月 当社教務本部長 平成5年6月 当社取締役教務本部長 平成10年4月 当社取締役第一教育事業本部長 平成11年4月 当社取締役第一教育本部長 平成18年4月 当社統括支援本部担当取締役兼ST推進統括部長 平成20年4月 当社統括支援本部担当取締役兼ST推進統括部長兼アメバ経営統括室長 平成21年4月 当社取締役統括支援本部副本部長 平成22年4月 当社取締役運営支援本部副本部長 平成22年6月 当社常勤監査役 現在に至る	14,000株
2	わか まつ ひろ ゆき 若松弘之 (昭和46年9月20日生)	平成7年4月 監査法人トーマツ（現、有限責任監査法人トーマツ）東京事務所入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成20年10月 公認会計士若松弘之事務所設立代表就任（現任） 平成22年6月 当社社外監査役（現任） 平成22年8月 税理士登録 現在に至る (重要な兼職の状況) 千葉県行政改革審議会 委員 千葉県コンプライアンス委員会 委員 早稲田大学大学院ファイナンス研究科 講師 株式会社ミグシィ社外監査役 バイオニア株式会社社外監査役	— 株

- (注1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 若松弘之氏は、社外監査役候補者であります。
- (注3) 若松弘之氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士・税理士として豊富な経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (注4) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由
若松弘之氏は、公認会計士・税理士として企業経営に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (注5) 若松弘之氏は、平成22年6月から当社の社外監査役を務めており、その在任期間は本総会終結の時をもって6年になります。
- (注6) 当社は現行定款第36条第2項の規定に基づき、若松弘之氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める限度まで限定する契約を締結しており、同氏の再任により当該契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪市中央区西心齋橋1丁目3番3号
ホテル日航大阪7階「フォントナ」
TEL 06-6244-1111



●地下鉄御堂筋線・長堀鶴見緑地線心齋橋駅下車（⑧番出口）